



島根県報

平成18年 6 月 2 日 (金)
第 1,782 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

| | | |
|------------------------------------|-------------|---|
| 生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 | (地 域 福 祉 課) | 1 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 | (") | 2 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出 | (") | 2 |
| 生活保護法の規定による介護機関の指定 | (") | 2 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出 | (") | 2 |
| 解除予定保安林 | (森 林 整 備 課) | 3 |
| 保安林予定森林 | (") | 4 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 | (経 営 支 援 課) | 4 |
| 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の開始 | (道 路 維 持 課) | 5 |
| 廃川敷地等の発生 | (河 川 課) | 5 |
| 都市計画事業変更の認可 | (都 市 計 画 課) | 6 |

公 告

| | | |
|------------------------------|-----------------|---|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 | (環 境 生 活 総 務 課) | 6 |
|------------------------------|-----------------|---|

特定調達公告

| | | |
|-------------------------------------|---------|---|
| 島根県人事給与システム機器更新業務委託に係る随意契約の相手方等 | (人 事 課) | 7 |
| 税務総合オンラインシステム等の運用支援業務委託に係る随意契約の相手方等 | (税 務 課) | 7 |

選管告示

| | |
|-----------------------------------|----|
| 政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体 | 8 |
| 政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体 | 8 |
| 政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体 | 10 |
| 政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体 | 10 |
| 政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体 | 10 |

告 示

島根県告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年 6 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|--------------|---------------|
| 三隅整形外科医院 | 浜田市治和町67 - 1 | 平成18年 4 月18日 |
| さかね内科 | 浜田市殿町76 - 6 | 平成18年 5 月 8 日 |

| | | |
|-----------------|-------------------------|-----------|
| ウォンツ薬局益田乙吉店 | 益田市乙吉町イ102番地1 | 平成18年5月1日 |
| Dental Clinic 樹 | 益田市乙吉町イ96-5 ビジネスコート乙吉3F | 平成18年3月3日 |

島根県告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年6月2日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医療機関の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|-----------------|------------|
| 三隅整形外科医院 | 浜田市治和町214-1 | 平成18年4月18日 |
| 医療法人木村皮ふ科 | 松江市殿町383 中央ビル5階 | 平成18年4月1日 |
| 藤田医院 | 隠岐郡隠岐の島町北方274-3 | 平成18年2月23日 |
| 中條診療所 | 隠岐郡隠岐の島町原田601-2 | 平成18年2月23日 |

島根県告示第638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年6月2日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医療機関の名称 | | 所在地 | 変更年月日 |
|------------------|---------|--------------|-----------|
| 変更前 | 変更後 | | |
| 出雲市国民健康保険乙立里家診療所 | 乙立里家診療所 | 出雲市乙立町3136番地 | 平成18年4月1日 |

島根県告示第639号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年6月2日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 | | 実施する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | | 指定年月日 |
|-----------------------------|---------------|-------------|------------------------------|---------------|-----------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | 名称 | 所在地 | |
| 社団法人 益田市医師会 | 益田市遠田町1917番地2 | 訪問リハビリテーション | 益田市立老人保健施設 くにさき苑 | 益田市遠田町1956番地8 | 平成18年4月5日 |

| | | | | | |
|---------------------|-----------------|-------------|------------------|--------------------|---------------|
| 社団法人 益田市医師会 | 益田市遠田町1917番地 2 | 通所リハビリテーション | 益田市立老人保健施設 くにさき苑 | 益田市遠田町1956番地 8 | 平成18年 4 月 1 日 |
| 社団法人 益田市医師会 | 益田市遠田町1917番地 2 | 短期入所療養介護 | 益田市立老人保健施設 くにさき苑 | 益田市遠田町1956番地 8 | 平成18年 4 月 1 日 |
| 有限会社 福寿 | 浜田市国分町691番地 1 | 訪問介護 | ほのぼのヘルパーステーション | 浜田市国分町691番地 1 | 平成18年 5 月 1 日 |
| 社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会 | 隠岐郡隠岐の島町原田396番地 | 通所介護 | 中村デイサービスセンター | 隠岐郡隠岐の島町中村1557番地 1 | 平成18年 4 月 1 日 |
| 社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会 | 隠岐郡隠岐の島町原田396番地 | 通所介護 | 中条デイサービスセンター | 隠岐郡隠岐の島町原田390番地 3 | 平成18年 4 月 1 日 |

| 介護機関の名称 | 実施する施設 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------|----------|----------------|---------------|
| 益田市立老人保健施設 くにさき苑 | 介護老人保健施設 | 益田市遠田町1956番地 8 | 平成18年 4 月 1 日 |

島根県告示第640号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成18年 6 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 | | 実施する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | | 所在地 | 変更年月日 |
|-----------------------------|-----------------|---------------|------------------------------|---------------|-----------------|---------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | 名称 | | | |
| | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 社会福祉法人 ウェル エヌ シー | 大田市波根町 1290番地 1 | 認知症対応型 共同生活介護 | 痴呆性老人グループホームたてがみの郷 | グループホームたてがみの郷 | 大田市波根町 1290番地 1 | 平成17年 7 月 1 日 |

島根県告示第641号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 6 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
益市長沢町口1158 - 14 (国有林)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第642号

次の森林を保安林予定森林としたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成18年6月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
浜田市弥栄町田野原551、814
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
㊦ 主伐は、択伐による。
㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
浜田市弥栄町田野原488 - 1、488 - 2、489、489 - 1、492 - 1、492 - 2、493、495、876 - 1、876 - 2、876 - 3、876 - 4、8内2、8内3、8内4、16、16 - 1、652内1、767 - 3、4 - 乙、552、553、554、554 - 1、554 - 2、570、572、573 - 1、573 - 2、573 - 3、573 - 4、574、574 - 1、575、576 - 1、576 - 4、576 - 5、577、775、780 - 3、780 - 4、782 - 5、783内1、783内2
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
㊦ 主伐は、択伐による。
㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第643号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成18年6月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江タウンスクエア キャスパル 島根県松江市黒田町427

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

協同組合松江ショッピングプラザ 代表理事 渡部 勇 島根県松江市黒田町字下ノ原427番地

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 入口 4 箇所、出口 4 箇所、出入口 1 箇所

(変更後) 入口 4 箇所、出口 2 箇所、出入口 2 箇所

イ 駐車場の収容台数

(変更前) 762台

(変更後) 629台

(4) 変更の年月日

平成19年 1 月18日

2 届出年月日

平成18年 5 月17日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課 (島根県松江市末次町86)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第644号

過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号) 第14条第 1 項の規定に基づき基幹道路の整備を次のように実施するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令 (平成12年政令第175号) 第 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成18年 6 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の種類及び路線名 | 工 事 区 間 | 工事の種類 | 工事開始の期日 |
|------------|-----------------------------------|-------|---------------|
| 益田市道 内谷線 | 益田市匹見町石谷口1112番 4 地先から同498番 6 地先まで | 拡幅 | 平成18年 6 月 2 日 |

島根県告示第645号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次

のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県県央県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年6月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 河川の名称
一級河川江の川水系旅迫川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成18年6月2日
- 3 廃川敷地等の位置
 - (1) 邑智郡邑南町阿須那1131番8
 - (2) 邑智郡邑南町阿須那1131番8地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 45.92平方メートル

島根県告示第646号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
松江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成16年島根県告示第709号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業3・6・77号東津田中央線及び3・5・67号小浜堂の前線
- 3 事業施行期間
平成16年7月9日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成16年島根県告示第709号の事業地のうち島根県松江市東津田町字講田、字佐水、字舟津田、字宮沖及び字寺後地内において事業地を変更する
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 国際健康医療支援協会

3 代表者の氏名

末木一夫

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市今市町北本町 4 丁目 2 番地 1 サーパス今市北本町104

5 定款に記載された目的

この法人は、日本国民及び他国の国民に対して、病気の予防・知識・健康知識の普及に関する事業を行い、万人が望む健康的な生活の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

東部県民センター出雲事務所（出雲合同庁舎 2 階）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成18年 6 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

島根県人事給与システム機器更新業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町 1 番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 - 1

5 随意契約に係る契約金額

100,275,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成18年 6 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量
税務総合オンラインシステム等の運用支援業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成18年4月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 島根支店長 村上裕司
島根県松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
41,454,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成18年6月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

| 名 称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|----------------|--------|----------|---------------------|
| 自由民主党島根県環境保全支部 | 林 芳信 | 高倉 正明 | 松江市宍道町大字佐々布213 - 86 |

2 その他の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|---------------|--------|----------|-----------------|
| 生和会 | 井口 章 | 藤原 隆 | 江津市和木町321 |
| 藤田利作後援会 | 井上 尚人 | 吉村 敏康 | 江津市江津町896 - 5 |
| 三浦やすのり後援会 | 三浦 保法 | 齋藤 保 | 浜田市三隅町岡見2725 |
| 川神裕司後援会 | 多郎畑 仁 | 川神 健司 | 浜田市長沢町162 |
| 上代義郎後援会 | 上代 義郎 | 竹部 光吉 | 雲南市三刀屋町三刀屋1112 |
| 日本共産党川上テル子後援会 | 川上 武文 | 川上 武文 | 江津市渡津町237 - 7 |
| 伊賀さとみを応援する会 | 佐々木 誠 | 河部 眞弓 | 江津市桜江町川戸180 - 6 |

島根県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 6 月 2 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

| 名 称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | |
|-----------------|------------|---------------|--------------|
| | | 新 | 旧 |
| 自由民主党桜江町支部 | 会計責任者 | 村井 悦信 | 松本 文男 |
| 自由民主党島根県歯科技工士支部 | 代 表 者 | 須藤 博之 | 道端 恒雄 |
| 自由民主党羽須美村支部 | 主たる事務所の所在地 | 邑智郡邑南町阿須那1522 | 邑智郡邑南町上口羽288 |
| | 代 表 者 | 日高 亘 | 日高 忠正 |
| | 会計責任者 | 日高 亘 | 三島 一昭 |
| 自由民主党斐川支部 | 会計責任者 | 足立 成久 | 岡田 征記 |
| 民主党島根県第 1 区総支部 | 会計責任者 | 津森 良治 | 斉藤 惇 |

2 その他の政治団体

| 名 称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | |
|-------------------|------------|-------------------|-------------------|
| | | 新 | 旧 |
| 新田勝己後援会 | 代 表 者 | 竹本 俊 | 長元利三郎 |
| 竺川紹隆後援会 | 会計責任者 | 川上 幾雄 | 田中 一男 |
| 石橋ふじお後援会 | 会計責任者 | 遠藤 志伸 | 宮原 一正 |
| 中国電力労働組合政治連盟島根県本部 | 代 表 者 | 仲田 敏幸 | 武田 成司 |
| | 会計責任者 | 山根 宏 | 仲田 敏幸 |
| 河野正行後援会 | 主たる事務所の所在地 | 江津市二宮町神主イ1056 | 江津市二宮町神主イ1019 - 1 |
| | 代 表 者 | 田中 良則 | 河野 澄明 |
| 福慎会 | 主たる事務所の所在地 | 益田市幸町 1 - 25 | 益田市乙吉町イ335 - 11 |
| | 代 表 者 | 福原慎太郎 | 佐々木健次 |
| 生越俊一後援会 | 主たる事務所の所在地 | 大田市久手町波根西1814 | 大田市大田町大田イ164 - 4 |
| 斎藤菊市後援会 | 代 表 者 | 勝部 裕幸 | 小村 盛信 |
| | 会計責任者 | 榎本 佳成 | 新井 昌禎 |
| 島根県歯科技工士連盟 | 代 表 者 | 須藤 博之 | 道端 恒雄 |
| 全国エルピーガス政治連盟島根県支部 | 代 表 者 | 後藤 佳弘 | 瀧川 修 |
| 宅野けんじ後援会 | 代 表 者 | 土井 正明 | 吉田 伸司 |
| | 会計責任者 | 井上 大輔 | 土井 正明 |
| 宅野けんじを励ます会 | 会計責任者 | 土井 正明 | 吉田 伸司 |
| 石原真一後援会 | 会計責任者 | 石原 貴子 | 高倉 完治 |
| 藤代昌希後援会 | 代 表 者 | 大前 実 | 井上 正人 |
| 税理士による細田博之後援会 | 主たる事務所の所在地 | 松江市学園 2 - 24 - 12 | 松江市中原町 3 |
| | 代 表 者 | 小川 章 | 高橋 顕一 |

| | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| 島根県中小企業政治協会 | 代 表 者 | 藤原 善夫 | 今岡嘉久三 |
|-------------|-------|-------|-------|

島根県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成18年6月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

| 名 称 | 解散年月日 |
|---------------------|-------------|
| 長野つね子後援会 | 平成18年2月28日 |
| 城山勝吉後援会 | 平成17年12月31日 |
| 大賀初義後援会 | 平成17年12月28日 |
| 日本共産党岩本由美子後援会 | 平成16年4月1日 |
| 田中たかし後援会 | 平成17年1月1日 |
| むらたけ秀男後援会 | 平成17年7月20日 |
| あざみの会 | 平成16年12月31日 |
| 中山哲夫と共に明るい市民生活を考える会 | 平成17年12月31日 |
| 中村敏之後援会 | 平成17年12月31日 |
| 萬波一郎後援会 | 平成17年11月30日 |
| 川神裕司後援会 | 平成17年12月31日 |
| 石飛丈和後援会 | 平成18年3月31日 |
| 中島ひろき後援会 | 平成18年4月26日 |

島根県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成18年6月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 |
|-----------|---------|-----------|----------------|--------|
| 上代 義郎 | 島根県議会議員 | 上代義郎後援会 | 雲南市三刀屋町三刀屋1112 | 上代 義郎 |

島根県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成18年6月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 |
|-----------|---------|-----------|---------------------|--------|
| 村竹 秀男 | 松江市議会議員 | むらたけ秀男後援会 | 松江市玉湯町玉造1311 | 村竹 秀男 |
| 中島 宏喜 | 大田市議会議員 | 中島ひろき後援会 | 大田市久手町波根西大原1724 - 4 | 中島 宏喜 |

